

<受講資格区分表>

受講資格区分番号	学 歴 等	年 数	
1	技術士法(昭和58年法律第25号)第2条1項に規定する技術士(化学部門・上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る)	廃棄物処理実務経験年数不問	
2	技術士法第2条1項に規定する技術士(上欄1に該当する者を除く)	合格後、廃棄物処理実務経験年数:1年以上	
3	廃棄物処理法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者	環境衛生指導員として2年以上	
※注①	4	学校教育法に基づく4年制大学の理学・薬学・工学・農学の課程(相当する課程を含む。但し、教養科目ではなく専門課程)で「衛生工学または化学工学等の科目」を履修し、卒業した者	卒業後の廃棄物処理実務経験年数:2年以上
	5	学校教育法に基づく4年制大学の理学・薬学・工学・農学の課程(相当する課程を含む)を卒業した者 ※上欄「4」に示す科目を履修しなかった者	卒業後の廃棄物処理実務経験年数:3年以上
※注②	6	学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校の理学・薬学・工学・農学の課程(相当する課程を含む)で「衛生工学または化学工学等の科目」を履修し、卒業した者	卒業後の廃棄物処理実務経験年数:4年以上
	7	学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校の理学・薬学・工学・農学の課程(相当する課程を含む)を卒業した者 ※上欄「6」に示す科目を履修しなかった者	卒業後の廃棄物処理実務経験年数:5年以上
※注③	8	学校教育法に基づく高等学校(定時制含む)において、土木科・化学科またはこれらに相当する学科を修めて卒業した者	卒業後の廃棄物処理実務経験年数:6年以上
	9	学校教育法に基づく高等学校を卒業した者 4年制大学もしくは専門職大学の「文系」を卒業した者	卒業後の廃棄物処理実務経験年数:7年以上
	10	学歴不問	卒業後の廃棄物処理実務経験年数:10年以上

※すでに他のコースに合格している場合でも、別のコースの管理課程を新たにお申し込みいただく際には、そのコースに応じた実務経験等が必要となります。

※注① 専門職大学の卒業生で「4」「5」に示す科目を履修した者を含みます。

※注② 短期大学卒業生として、水産大学校、防衛大学校、航空大学校、海上保安大学校、気象大学校、海技大学校、農業大学校、職業能力開発総合大学校、商船高等学を卒業した者を含みます。

各種専門学校、専修学校は、高等学校・高等専門学校に該当しません。

専門職短期大学の卒業生で「6」に示す科目を履修した者を含みます。

※注③ 高等学校卒業生として、大学入学資格検定試験に合格した者を含みます。

平成4年度から平成12年度の厚生大臣 **指定** 廃棄物処理施設技術管理者講習の修了者

受講資格区分番号	旧指定講習修了コース	【管理課程】受講可能コース
11	し尿処理施設コース	し尿・汚泥再生処理施設コース
	ごみ処理施設コース	ごみ処理施設コース
		破碎・リサイクル施設コース
		有機性廃棄物資源化施設コース
	産業廃棄物中間処理施設コース	破碎・リサイクル施設コース
		産業廃棄物中間処理施設コース
産業廃棄物焼却施設コース		
一般廃棄物最終処分場コース	最終処分場コース	
産業廃棄物最終処分場コース		

平成3年度以前の厚生大臣 **認定** 廃棄物処理施設技術管理者講習の修了者

受講資格区分番号	旧認定講習修了コース	【管理課程】受講可能コース
12	し尿1級・し尿処理施設コース	し尿・汚泥再生処理施設コース
	ごみ1級・ごみ処理施設コース	ごみ処理施設コース
		破碎・リサイクル施設コース
		有機性廃棄物資源化施設コース
	廃プラスチック中間処理施設コース	破碎・リサイクル施設コース
		産業廃棄物中間処理施設コース
		産業廃棄物焼却施設コース
	汚でい処理施設コース	産業廃棄物中間処理施設コース
	廃酸、廃アルカリ処理施設コース	
	廃油処理施設コース	
有害産業廃棄物処理施設コース (コンクリート固型化、水銀、シアン処理施設)	産業廃棄物焼却施設コース	
一般廃棄物最終処分場コース	最終処分場コース	
産業廃棄物最終処分場コース		